

新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付要綱 第1条～第16条 (省略) 附則 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条、第9条第2項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 (省略) 附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要綱は、令和7年3月24日から施行する。</u>	高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付要綱 第1条～第16条 (省略) 附則 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条、第9条第2項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 (省略) 附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

事業区分	事業目的	補助事業者	事業実施主体	事業内容	補助対象経費	補助率
省力化	茶園管理機の導入及び作業道の整備により茶園管理作業の省力化・軽労化を図る。	市町村	JA、茶生産団体、茶生産者若しくは茶生産法人	ア 茶園管理機の導入	ア 乗用型茶園摘採機本体、乗用型茶園管理機本体、軽トラックで運搬可能な自走式茶園管理機本体、及び機械本体に装着する作業機の導入に係る経費	ア 県 2 分の 1 以内 市町村 6 分の 1 以上
				イ 作業道の整備	イ 工事費、設計費、材料費	イ 県 2 分の 1 以内(ただし、補助限度額 50 万円) 市町村 6 分の 1 以上
品質向上	茶園の若返り、防霜施設や茶工場への品質向上機器の導入により茶の品質と生産力の向上を図る。	市町村	市町村、JA、茶生産団体、茶生産者若しくは茶生産法人	ア 特徴のあるお茶づくり	ア 需用費(食糧費を除く)、役務費、原材料費	ア 定額 (25 万円/10a)
				イ 茶園の若返り	イ 台切り、改植、新植及び中切りに要する経費	イ 県 定額 ・台切り 7,000円/a ・改植 29,300円/a ・新植 12,000円/a ・中切り 3,500円/a 市町村 ・台切り 1,300円/a以上 ・改植 2,100円/a以上 ・新植 2,100円/a以上 ・中切り 500円/a以上
				ウ 防霜施設の導入	ウ 防霜ファンの導入に係る経費	ウ 県 2 分の 1 以内(ただし、補助限度額 92,000 円/a) 市町村 6 分の 1 以上
				エ 茶工場への品質向上機器の導入	エ 色彩選別機などの導入に係る経費	エ 県 2 分の 1 以内(ただし、補助限度額は計画数量で 1,679 千円/t) 市町村 6 分の 1 以上
担い手確保	担い手の確保に向けた活動を実施する。	市町村	市町村・JA又は茶産地協議会(市町村・JA及び生産者等で構成される協議会)	茶産地計画に基づく活動 ア 担い手を確保するための取組 イ 茶園の流動化の推進に向けた取組	報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費並びに負担金	県 2 分の 1 以内

※ 1) 品質向上区分の「イ 茶園の若返り」については、国事業を活用できない場合に限って支援対象とする。
2) 品質向上区分の「ウ 防霜施設の導入」については設置翌年の生葉出荷量、「エ 茶工場への品質向上機器の導入」では導入翌年の荒茶販売額において、それぞれ 5%の向上が見込まれること。ただし、「イ 茶園の若返り」及び「ウ 防霜施設の導入」を同一場で同年度に実施する場合は、実施翌年から 3 年間、生葉出荷量の増加が見込まれること。
3) 事業実施主体のうち生産者若しくは茶生産法人については、地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であること。

別表第 2 （第 5 条―第 7 条関係） （省略）

別表第 1 （第 3 条関係）

事業区分	事業目的	補助事業者	事業実施主体	事業内容	補助対象経費	補助率
省力化	茶園管理機の導入及び作業道の整備により茶園管理作業の省力化・軽労化を図る。	市町村	JA、茶生産団体、茶生産者若しくは茶生産法人	ア 茶園管理機の導入	ア 乗用型茶園摘採機本体、乗用型茶園管理機本体、軽トラックで運搬可能な自走式茶園管理機本体、及び機械本体に装着する作業機の導入に係る経費	ア 県 2 分の 1 以内 市町村 6 分の 1 以上
				イ 作業道の整備	イ 工事費、設計費、材料費	イ 県 2 分の 1 以内(ただし、補助限度額 50 万円) 市町村 6 分の 1 以上
品質向上	茶園の若返り、防霜施設や茶工場への品質向上機器の導入により茶の品質と生産力の向上を図る。	市町村	市町村、JA、茶生産団体、茶生産者若しくは茶生産法人	ア 特徴のあるお茶づくり	ア 需用費(食糧費を除く)、役務費、原材料費	ア 定額 (25 万円/10a)
				イ 茶園の若返り	イ 台切り、改植、新植及び中切りに要する経費	イ 県 定額 ・台切り 7,000円/a ・改植 29,300円/a ・新植 12,000円/a ・中切り 3,500円/a 市町村 ・台切り 1,300円/a以上 ・改植 2,100円/a以上 ・新植 2,100円/a以上 ・中切り 500円/a以上
				ウ 防霜施設の導入	ウ 防霜ファンの導入に係る経費	ウ 県 2 分の 1 以内(ただし、補助限度額 92,000 円/a) 市町村 6 分の 1 以上
				エ 茶工場への品質向上機器の導入	エ 色彩選別機などの導入に係る経費	エ 県 2 分の 1 以内(ただし、補助限度額は計画数量で 1,679 千円/t) 市町村 6 分の 1 以上
担い手確保	担い手の確保に向けた活動を実施する。	市町村	市町村・JA又は茶産地協議会(市町村・JA及び生産者等で構成される協議会)	茶産地計画に基づく活動 ア 担い手を確保するための取組 イ 茶園の流動化の推進に向けた取組	報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費並びに負担金	県 2 分の 1 以内

※ 1) 品質向上区分の「イ 茶園の若返り」については、国事業を活用できない場合に限って支援対象とする。
2) 品質向上区分の「ウ 防霜施設の導入」については設置翌年の生葉出荷量、「エ 茶工場への品質向上機器の導入」では導入翌年の荒茶販売額において、それぞれ 5%の向上が見込まれること。ただし、「イ 茶園の若返り」及び「ウ 防霜施設の導入」を同一場で同年度に実施する場合は、実施翌年から 3 年間、生葉出荷量の増加が見込まれること。

別表第 2 （第 5 条―第 7 条関係） （省略）

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

別 記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏 名

令和 年度 高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

1 ～ 4 （ 3 ） （省略）

（ 4 ）事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第 4 号様式）及び本人確認書類の写し（事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等）を、県税の納税義務がない場合はその申立書

（ 5 ） （省略）

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

別 記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏 名

令和 年度 高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

1 ～ 4 （ 3 ） （省略）

（ 4 ）事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第 4 号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等）を、県税の納税義務がない場合はその申立書

（ 5 ） （省略）

<u>5 確認事項</u> <u>(1) 事業実施主体のうち生産者若しくは茶生産法人については、地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であることを確認しました。 □</u> 別紙2～別紙3 (省略) 別記第2号様式～第7号様式 省略	<u>(追加)</u> 別紙2～別紙3 (省略) 別記第2号様式～第7号様式 省略
---	--